

物過火 金曜日発行（休日に当るときは翌日）  
昭和35年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行細則の一部改正
- ◇告示 牛及び馬の炭そ予防注射の実施  
牛及び豚の気しゆそ及びコレラ予防注射の実施  
医療機関の指定  
土地改良事業計画書の縦覧  
収入証紙小売さばき人の指定
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇正誤 昭和三十五年五月一日付け鳥取県規則第二十二号中訂正

## 規則

母子福祉資金の貸付等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年五月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第二十三号

母子福祉資金の貸付等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

母子福祉資金の貸付等に関する法律施行細則（昭和二十八年五月鳥取県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号中「第三項」を「第四項」に改め、同号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 第二条第三項に規定する納付決定通知書様式第十二号の二第二条第一項中「地方事務所又は」を削り、「第八条」を「第八条、第八条の二」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、第一項の報告を受け貸付金納付の必要を認

めたときは、納付決定通知書を本人に交付する。

様式第一号中「地方事務所長」を「福祉事務所長」に

「4 支度資金の貸付を申請する者は就職先の証明書」

を「4 支度資金の貸付を申請する者は就職先の証明

書」「5 住宅補修資金の貸付を申請する者は補修計画

書」に改める。

様式第二号中「地方事務所長」を「福祉事務所長」に

改める。

様式第四号中 収入紙 を削る。

様式第十二号の次に次の「第十二号の二」様式を加え

(様式第十二号の二)

福祉事務所経由  
貸付決定番号

母子福祉貸付金納付決定通知書

住所、氏名

貴殿に対しては 資金を貸付けたが、次の事実  
は、母子福祉資金の貸付等に関する法律第八条の第二  
一項の規定に該当するので、左記より納付せられた

事由 記

- 一 既に貸付けた金額
- 一 納付すべき金額
- 一 納付方法

別紙納付書によること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百十五号

次のように牛及び馬の炭を予防注射を実施するから、  
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六  
条の規定により、牛及び馬の所有者に対し注射をうける  
ことを命ずる。

昭和三十五年五月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 炭を予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり  
及び場所
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛及び馬。ただし、生後四月以内並びに分べん前一月  
及び分べん後十日以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射の方法 炭を第二予防液皮内注射法

実施期日 実施区域 実施場所

五月十六日	西伯郡淀江町佐摩	佐摩家畜検診所
十七日	淀江	淀江
十八日	宇田川	宇田川
十九日	宇田川	宇田川
二十日	宇田川	宇田川

鳥取県告示第二百十六号

次のように気しゆそ及び豚コレラ予防注射を実施する  
から、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六  
号）第六条の規定により、牛及び豚の所有者に対して注  
射をうけることを命ずる。

昭和三十五年五月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 気しゆそ及び豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり  
及び場所
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

気しゆそ予防注射…牛。ただし、生後四月以内のものを除く。

豚コレラ予防注射…豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

四、実施の期日 別表のとおり

五、注射の方法

気しゆそ予防注射…気しゆそ予防液皮下注射

豚コレラ予防注射…豚コレラ予防液皮下注射

別表

（一）気しゆそ予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
五月十日	西伯郡大山町、種原	飯戸、種原家畜検診所
十一日	明間、佐摩	明間、佐摩
十二日	香取、赤松	香取、赤松
十三日	日野郡日南町多里	多里
十四日	西伯郡大山町平、坊領	平、坊領
十六日	日野郡日南町阿毘緑	阿毘緑

（二）豚コレラ予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
五月二十一日	東伯郡三朝町三朝、小鹿	各豚舎巡回注射
二十二日	旭、竹田	旭、竹田
二十三日	関金町南谷	関金町南谷
二十四日	東郷町松上、花見	東郷町松上、花見
二十五日	西伯郡淀江町大和、宇田川	西伯郡淀江町大和、宇田川
二十六日	淀江	淀江

倉吉市上小鴨、上井、西郷
東伯郡東郷町舎人
二十六日 羽合町長瀬
倉吉市倉吉
西伯郡大山町高麗
二十七日 名和町御来屋
東伯郡羽合町長瀬
倉吉市倉吉、高城
二十八日 西伯郡名和町名和、庄内
倉吉市小鴨、灘手、北谷
三十日 東伯郡名和町光徳
倉吉市倉吉
東伯郡東伯町浦安、下郷
大栄町大誠
三十一日 西伯郡中山町逢坂
大山町所子
東伯郡大栄町大誠
倉吉市社

東伯郡北条町下北条

鳥取県告示第二百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十五年五月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和三十一年五月二日	足立医院	西伯郡淀江町	内科	足立吏郎
		西原五〇五	放射線科	

鳥取県告示第二百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第一項の規定により、倉吉市倉吉町野忠男ほか三十四人等が共同で施行しようとする土地改良事業の事業計画及び規約については、審査の結果適当と認められたので、次のように縦覧に供する。

昭和三十五年五月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 規約の写

三 縦覧期間

昭和三十五年五月十三日から同年六月一日までの二十

日間とする。

三 縦覧の場所

倉吉市役所

倉吉市井手畑共同施行認可、徳田保義ほか三十五人

申請人

金森照政ほか 十八人

〃 長谷

早田兼造ほか二十一人

〃 大宮

松島 巖ほか 十九人

〃 福本

森本 茂ほか 八人

〃 鴨河内

仲野忠男ほか三十四人

鳥取県告示第二百十九号

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年五月十三日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

一日時 昭和三十五年五月十四日 午前十一時

二 場所 鳥取県教育委員会 会議室

三 議題 鳥取県育英奨学生制度について

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定により、収入証紙小売さばき人を昭和三十五年五月十三日次のとおり指定した。  
昭和三十五年五月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

番号 氏 名 売さばき場所 住所

三一三 伯耆振興工業労働 倉吉市海田一一二 同上

組合 伯耆振興工業株式

委員長 橋本正 会社内

正 誤

昭和三十五年五月一日付け鳥取県規則第二十号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正

5 下 終 保健予防課 保健衛生課  
りから 4